

# 琉球大学学術リポジトリ

## 沖縄関係 日米沖縄返還協定/琉球水道公社引継問題

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43671">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43671</a>


1 在沖繩米軍所有水道施設の琉球水道公社への移管

アメリカ局長  
参事官  
北米一課長

秘密標記 (赤色)  
**極秘**

第 823 号  
昭和 46 年 12 月 23 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所  
高瀬代  


(件名)  
統合上水道から琉球水道公社へ移転した諸施設

引用公・電信  
日付・番号

本件に因り当地において米政府と行った折衝経緯は  
別添甲および乙のとおり。以上の折衝の結果、12月23日  
米側から別添丙の資料を受領し、右を当地出張中の  
東事務官(大蔵省理財局 国有財産総括課)が携行して浮京

付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:  
本信写送付先:  
省内写配布希望先:

GA-3-1 3307 在外公館

海外  
航空  
科学協力  
連絡調整  
調査  
カナダ  
局庶務  
46.12.24

した。なお別添甲および乙は機微な事を含む  
ソソリテ部内限りに願いたし。  
厳に

GA-4 外務省

大付  
3  
10/21

極秘

別添甲

統合上水道から琉球水道公社へ移転される諸施設

12月18日付

1. 統合上水道から琉球水道公社へ移転される諸施設の

内訳については本年7月23日付をもって米民政府

から多事案折経由日本政府に対し別添甲の通り  
名付

通報があった。(その際リストには *Individual*  
*(minor revision and field verification)*  
*line items subject to* と書かれており、これが

*final* なものは記載されていない。)

2. その後 <sup>(日本政府の)</sup> 10月に水道調査団が来沖し調査を

行った際、上記のリストを改訂したものを (別添乙)  
名付

を入手した。

(別添甲)

GA-6

外務省

3. 別添甲リストと別添乙リストの間に次の如きの

違いがある。

(1) 甲リストにあって乙リストに削除されているもの

① ソベ・ブースター・ステーション

② トマリ・ブースター・ステーション

ハ. 川崎-天願 パイプライン (原水)

ニ. 江崎-タイベス パイプライン (原水)

ホ. 金橋橋橋 パイプライン (浄水)

(2) 甲リストにはないが乙リストに新たに記載されているもの

イ. マキナト 高架タンク (域内にあり)

ロ. トリステーション タンク (0.3MG)

ハ. " " (0.17MG)

ニ. パイプライン 2本

※

4. 以上の違いはその後米民政府が調査を

GA-6

外務省

つた結果 3. (1) の施設はかつて統合上水道の  
一部であったが現在は実際に使用されておらず  
削除されたものであり、また 3. (2) の施設は実際  
に統合上水道の一部として移管されていること  
あることが判明（これに追加されたものである）  
5. ところで大蔵省は甲リストに基づき資産評価  
の積算を行っているため、去る12月70日  
松浦議員（社）の要請に応じ、統合上水道  
から琉球水道公社に移管される施設  
のリストを甲リストに基づき作成し、これを  
国会に提出した。

6. 上記資料提出後、大蔵省は上記の旨に  
（加えて、この統合上水道資産は明年10月1日に水道公  
気かつ、もし上記 3. (1) の諸施設が移管  
されないことが判明すれば、国会で問題にな  
るとして、外務省北米一課に相談せよと共に  
現在も当地に出張中の国有理財局国有財産課  
の東事務官に対し上記の資産が移管される  
点に米側と折衝できるよう指示した。  
7. 上記の経緯に基づいて北米一課 佐藤から  
村角に対し「電法連絡せよと共に、東から  
事情を聴取の上、米側と折衝せよ」と旨  
申し述べた。

社に  
移管  
された  
もの

8. 2007年12月15日、村岡、山東及び東  
は当事務所において、米政府ロバート  
公益事業局長、Behan, McLannan 両氏と  
大塚 RDWC 氏と  
と本件について話し合った。  
9. わか方より、大蔵省としては資産評価を甲乙  
に基づき、且社会党議員の要請を基  
に国会に提出した。次中であるので「上記3.4)  
の資産を現実に使われていると否とを問わ  
ず」水道公社の移転に賛成しない旨を述べた。  
10. これに対し、ロバートより次のとおり述べた  
(1) これらの資産はその後の調査によって

何れも現実に使用されている事が判明し

たものである。また上記3.(2)の施設は

その後の調査により、何れも統合上水道の

一部として現実に使用されている。且つ、琉球

水道公社の移転することか望ましいと判

断されたものである。

(2) それとも、在沖米資産買取交渉は日米

両国の外務省のレベルにおいて行われ

たか交渉期間中、琉球水道公社の買

取りは議論されたか。統合上水道につい

ては全然討議されなかった。ところが

復帰後の沖縄の水道の運営のためには

統合上水道を水道公社に移管してこれを

一体として運営することは是非共必要と

あるが、自今では working

water system の necessary

facilities を選定してこれを水道公社

に移管するようとの指示があった。

(3) ところでこれらの施設はどれも米軍の資産

として帳簿に記載されているため、これを

処分するには軍の処分決定に従って対価を

支払わねばならず、且つ、琉球水道公社は

赤字にして日本に引継ぐわけにはいかないので

お金を得ず米政府の general fund

から 682万3000ドルを支払ってこれを米

軍から買い上げて琉球水道公社に移管

することとした。(注、上記の金額は先般

未完成プロジェクトについての交渉の際入手

(別添丙)  
(正資料に記載されている。)

(4) 自今としては最初の5施設が実際に

使用されていない事が判明したためこれ

を廃し、かわりにその価値を<sup>給</sup>見合

施設を追加したつもりである。従って

日英側から、(1)の施設を使用していること

否とを問われ、水道公社に移管せよと云われ

るならば、general fund から莫い資金を

支出して、これを軍から買止ける外に手段は

ない。

11. これに対し、村角より、general fund の

残額は貴方と御承知の通り、日英側に

引継かれ、未完成の工の完了のために

使用されるので、あるから、これが減るのほ

困る。実際の使用している、これらの施設は

米軍にとつて無価値のものはある筈と聞かれ

るの、係とかこれと、たいていで移管するように申す

らうて貰ない。と述べた。

12. これに対し、ロバートは軍の資産の処分にあつて

は軍の規則に従わざるを得ないので、果して出来

るか否か、今らなにか、日英側の事情は了解

して努力してみよう。と述べた。

13. 次に村角より、これらの統合上、水道の水道

公社への移管は、明年1月1日に行われる

との事であるが、この問題がペンディングで

あり、且つ、明年1月以降、通常国会においても

依然として、沖繩問題が議論されたことが



予想されるの上記資産の移転の期日を

延ばしてはならないか、と述べたところロハート

は強い難色を示し、自らはこれまで水道の円滑

な移転のために出来るだけ速やかに統合上水道

施設を水道公社に移転すべく努力してきた

ところ今更これを延期せよと云われて困る。

(か一方検査は済む)

(ロハートは条件については国防政府の了承を

得て進められているところなることを述べた。)

また、これまでも統合上水道の施設の一部

はルーティンとして水道公社に移転されて

きており、今回の移転に当たってこれを公表

するなどの措置はとらないう述べた。

14. 最後はわか方より、何れにせよ上記(1)の

施設が移転される施設の中に含まれない

ことは絶対に明らかになりようにして貰

たい旨、

を述べたところ先方これを了承した。

16. なお、上記の会議の途中においてわか

方の側内において先方の答えはところ次の通り

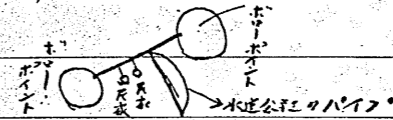
(1) (甲リストに施設の価格が取得価格で

記載されているがこれを減価償却を行う

べきではないか)

米政府は国の所有する財産について、減価償却は行っていない。この点は日本政府は同じ目標であると考え。 (事実その通り) そこでこれらの資産を処分する場合には通常は入札により行うが、この場合は入札は通用しない。そこで (1) 取得価格 (2) 取得価格から減価償却を行った価格、 (3) replacement value から減価償却を行った価格の三つの方法があるが、この場合は (1) に依った。これは (1) に比較して遙かに安価である。

(2) (ホーポイント) の水道施設は統合水道となつていくに拘らず、何故水道会社に移転されないのか。  
ホーポイントの水道は下回の通り統合水道とは関係のないものであるか、その途中にある若干の民家の話し、水道会社はそのパイプの一部を利用して水の供給を行っているのである。



(3) キンゴウエの水道施設は万一新水に変わった時に陸軍病院に水の水の供給が確保

本来的よりする所のものとして、これは米軍  
 施設内の自來水を施設と同様の考えに基づ  
 けられている。  
 (4) キャンプ・インフラ及びキャンプ・ハニセンの水道  
 は実は統合上水道とは関係がない。然しな  
 がら辺野古及び金武の全村に対する  
 水の供給が、この水道施設にかかっている  
 事にかんがみて水道公社に移転する  
 こと（これである）。

大休  
 極秘

統合上水道が琉球水道公社へ移転される諸施設（その2）  
 12月21日 村角  
 本件に関する今後の動き次のとおり。  
 1. 12月15日の会談の結果をもつて東事務官は同日折返  
 した。この折返は日北課一課より同事務官が再  
 り来件する旨の連絡があり、村角からは折角未  
 側がわが方立場を説明して努力してくれていると  
 ころをせきたてるのは却って逆効果を招く恐れ  
 ありことを指摘したが、佐藤から大蔵省において  
 検討の結果① General Fund から支出してき  
 止むを得ないから早急にこれを片付けたい。②

国会の最終段階(12月23日頃)において 前日

の福地タムの枠にある可能性は否定しえるソク

で、内通の5施設を念め左諸施設が統

合上水道から RDWC に移転されることと

是非とも文書でとりつけておきたい。という

ことで再び同事務官を派遣すること、その

旨、および外務省としてとる可能性は否

定しえず、若し国会の最終段階でこの枠を

とらえては困るので、同事務官より事情を

聴取の上、米側と折衝する方針を求む。

なお、内通の5施設の処理方針が決った段階

で米側から通岸の資料送付の方式により改めて

移転されるべき施設リストを送付できるよう米

側には話しており、米側もこれに異存は示さな

ったが、この枠に早急に行わしめることは極めて

困難であることが予想された。) )

2. 20日(月) <sup>(利)</sup> 東事務官から事情聴取の上、小本

書記官より クレークおよびロンバートに面会を

申し入れたが、案の定 クレークは面会するこ

とにさえも難色を示したので、とに前を以て

由を説明するためとして、村岡は、小本

および東を伴い、クレークに面会した。

3 村角より クレークに 次のとおり述べた。

1) 先般 ロンバートに お互の立場を充分説明し、  
 同所長が お互の希望に 基づいて 善処すべく 努  
 力して下さることは 充分承知しております。

(2) にも拘らず、東事務官が 再び 来日し、理由  
 同省の 威厳を 立ておくことと ロンバート 両者の 核  
 心 として、その後 大蔵部にて 検討の結果、5 施設  
 (4) (2件) 中、地上物件 について は 是非とも 入れて 欲し  
 (後で 在りた めは General Fund への 追加  
 支出を 止む 旨を 示した) (4) 件 残り  
 地下の パイプに ついては、どう しても 不可能であ  
 り、撤去されても 止むを 得ない といふことである。

を 助 け る こと に 関 心 あり かつ 日本 側 の 見 解 と は

(3) 次に 参議院 件 等は 23日頃 作業場を  
 迎える。その際、野党は 本件に ついて 再々  
 文書による 対応を 求め、取り付く 所  
 限り、審議 院 庭に 在り、と の 7 件 ばかり 残  
 存 する 可能性 あり。さう 事態に  
 備えて 是非とも 上述の 地上物件 2件  
 を 含め、リスト する こと に 対し、レターを  
 23日 朝まで に 送つて 下さる といふ の が  
 日本側 の 希望 である。

4. クレーク の 程々 難色 を 示した が、最終 的には  
 本情 を 了 月、お 互の 立場 を 示し、レター

とリストの案を基礎にロムバートと協  
(同日午後送)

決の上検討すべき旨を約した。

5. 又、東事務室はこの機会にロムバート局

長に対し、スパアパーツ、工具等のことにつ

いて実質的な協力を要することを希望し

同局長の都合がつけば面会しその旨を申

し入れているが、21日現在先方からの回

答はなし。

# DISPOSITION FORM

For use of this form, see AR 340-15; the proponent agency is The Adjutant General's Office.

秘

REFERENCE OR OFFICE SYMBOL	SUBJECT
HCRI-LN	Transmittal of Documents

XX THRU: AO CA	FROM USCAR, LN	DATE 22 Dec 71 Mr. Clark/nf/71184	CMT 1
-------------------	----------------	--------------------------------------	-------

TO: USG PrepCom (Mr. Francis)

The attached document pertaining to RDWC was furnished by the USCAR PW Department. Request that the attached be transmitted to GOJ PrepCom. Copies describing the material are attached.

*William Clark, Jr.*  
 William Clark, Jr.  
 Director  
 Liaison Department

別添西

# DISPOSITION FORM

For use of this form, see AR 340-15; the proponent agency is The Adjutant General's Office.

REFERENCE OR OFFICE SYMBOL	SUBJECT
CRI-PW	GOJ Request for Data

LN	FROM PW	DATE 23 Dec 71 73223/sam	CMT 1
----	---------	-----------------------------	-------

1. Attached as Incl is a list of military water assets being considered for transfer to RDWC as part of the Integrated Island Water System. The attached list of items was provided to Public Works Department, USCAR by representative of GOJ Element, Preparatory Commission with the request that each item be reviewed for confirmation of intent to transfer.

2. The attached list has been carefully reviewed by PW Department and appropriate comments with regard to each item are incorporated in the inclosure.

3. Please transmit the attached information to the GOJ Element Preparatory Commission.

*Harry M. Lombard*  
 HARRY M. LOMBARD  
 Colonel, CE  
 Director, Public Works Department

1 Incl as

US MILITARY OWNED WATER FACILITIES

<u>GOJ PROVIDED LIST</u>		<u>USCAR REMARKS</u>
<u>I. Army Item</u>	<u>Capacity</u>	
<u>A. Reservoir</u>		
Hirayama	40 MG	Confirmed
<u>B. Treatment Plants</u>		
1. Tybase	15 MGD	Confirmed
2. Tengan	7 MGD	Confirmed
3. Yoza	0.7 MGD	Confirmed
<u>C. Pump Stations</u>		
1. Bishigawa	15MGD	Confirmed
2. Kawasaki	8 MGD	Confirmed
3. Koza Booster	4 MGD	Confirmed
4. Kakazu Booster	7.8 MGD	Confirmed
5. Tomari	-	Confirmed
6. Sobe Booster	0.86 MGD	Confirmed
7. Jaku	3 MGD	Confirmed
8. Ty 49 & Ty 50	0.72 MGD	Confirmed (well pumps)
<u>D. Raw Water Pipeline</u>		
	<u>Kind</u>	
1. Kawasaki to Tengan	CIP	Confirmed
2. Jaku to Tybase	Steel	Confirmed
3. Ty 49 & TY 50 to Tybase	Steel & CIP	Confirmed
<u>E. Treated Water Pipeline</u>		
1. Tengan to Tybase	CIP	Confirmed
2. Plaza Hi-L Tank to Plaza	CIP	Confirmed

GOJ PROVIDED LIST

USCAR REMARKS

<u>E. Treated Water Pipeline (Cont)</u>		
	<u>Kind</u>	
3. Plaza Int of Rt Meyers & Ernie Pyle Rd to Tomari Booster Station	CIP	Confirmed
4. Kakazu Booster Station to Ent to NAB	CIP	Confirmed
5. SE of Kadena Circle to Torri Sta 0.18 M-Gal Tank	CIP	Confirmed
6. Yoza Water Plant to NAB	Steel	Confirmed
7. Plaza Hi-L Tank to Awase 1300 Area (Master Meter)	CIP	Confirmed
8. From Rt #1 to Naha TF #2	CIP	Confirmed
9. From Tengan to Chimawan POL Pier	CIP	Confirmed
10. Int Bishigawa & Hwy 16 to Yonitan and Kadena-son	CIP	Confirmed
11. Agena to White Beach	CIP	Confirmed
12. Tori Station Storage Tank to Meter Vault for Torii Sta	CIP	Confirmed
13. Mach Elevated Tank to Hwy 1	CIP	Confirmed
14. Tengan to Int of Rts 20 & 24 & Rts 20 & 24 to Kadena Tank	CIP	Confirmed
<u>F. Storage Tank</u>		
	<u>Capacity</u>	
1. Plaza Hi-Level	1.5 MG	Confirmed
2. Machinato Elevated	0.75MG	Confirmed
3. Torii Station	0.18 MG	Confirmed
4. Torii Station	0.3 MG	Confirmed
<u>II. Marine</u>		
<u>A. Camp Hansen</u>		
1. Water Plant		Confirmed
2. Water Tank 2741		Confirmed
3. Clear well & pump house 2736	2	Confirmed



- |  |           |
|--|-----------|
| 4. Pump House 2702                               | Confirmed |
| 5. Transformer Station                           | Confirmed |
| 6. Flammable Storage Building 2737               | Confirmed |
| 7. Repair Parts Inventory                        | Confirmed |
| 8. Spare Pumps                                   | Confirmed |
| 9. Water Meter vic Building 2100                 | Confirmed |
| 10. Kin Hospital Water Meter Vic Building 2120   | Confirmed |
| 11. Nakagusuku Village Water Meter Vic Bldg 2742 | Confirmed |
| 12. Kin Village Water Meter Vic Building 2581    | Confirmed |
| B. Camp Schwab                                   |           |
| 1. Water Plant w/clear well 3401                 | Confirmed |
| 2. Reservoir 3101                                | Confirmed |
| 3. Dam/Reservoir 3703                            | Confirmed |
| 4. Intake Tower 3103                             | Confirmed |
| 5. Pump House 3701                               | Confirmed |
| 6. Henoko Village Water Meter                    | Confirmed |

取扱注意

沖縄の水道施設

昭和46/2.23  
アメリカ局北米第一課

1. 水道施設の概要

(1) 沖縄の水道施設は、水道公社が所有する水道施設と在琉米陸軍が所有する水道施設からなるが、これを「全島統合上水道」と称している。

(2) 右のほか軍専用水道施設として次のようなものがある。

(イ) 陸軍

摩文仁系統

知念系統

ボローポイント系統

屋嘉レスト・センター系統

恩納サイト系統

奥間レスト・センター系統

(ロ) 海兵隊

キャンプ・ハンセン系統

キャンプ・シュワブ系統

キャンプ・ハーディー系統

(ハ) 空軍

八重岳通信所系統

2. 復帰に伴う処理振り

(1) 水道公社所有の施設は協定第6条/項により日本側へ移転される。

(2) 在琉米陸軍所有の施設のほとんどが復帰前に水道公社に移転され、水道公社所有のものとして協定第6条/項により日本側へ移転される。

在琉米陸軍所有の施設で日本側に移転されないものとしては、桑江浄水場、那覇空軍・海軍補助施設内タンク、ホワイト・ビーチ内タンクの3施設である。(別紙参照)

(3) 復帰後は、沖縄県が前記の施設を引継ぎ、水道公社の事業を承継し、用水供給事業を行なうこととなる。

(4) 全島統合上水道以外軍専用施設で日本側へ移転されるものとして、前記1.(2)のうちキャンプ・シュワブ系統及びキャンプ・ハンセン系統の施設がある。

(注) 現在は軍専用施設とされているキャンプ・知念の水道施設は、資産引継ぎの対象には

されていないが、水源地が基地外にあること、灌漑用水としての水源地になりうること、復帰後の水道行政の観点から日本側に移転されることが望ましいこと等の考慮より、今後米側とその移転につき話し合いを進めることが適切かと思料される。

なお、送水施設で基地内を通過し、その末端が民需用につながっているものがあるが（たとえばボローポイント増圧ポンプから出ている送水管の末端等）、本件についても水道法との関係で検討を要する。（厚生省と法制局がつめている。）

### 3. 基地内の施設の取扱い

日本側に移転される水道施設で基地内にあるものが施設・区域として提供されるものでないことは勿論であるが、水道施設を施設・区域からはずす作業は今後米側と協議し、提供合意文書の作成過程で確認して行くこととなる。

また、基地内にある水道施設に対するアクセ

スが認められることも当然であり、細部について米側と協議して行くこととなり、施設の保守、管理、維持等に支障のないように措置して行くこととなる。

### 4. 水道施設の土地

(1) 水道公社使用地 32591.3千平方メートル  
 (469.3現在での水道公社調べ) (うち布令20号  
 によるもの  
 602.7)  
 (内訳)

(単位 千平方メートル)

(イ) 国有地	27,637.6
(ロ) 市町村有地 (うち布令20号によるもの)	3,424.1 73.6
(ハ) 私有地	943.4
(ニ) 基地内の私有地 (布令20号による)	463.9
(ホ) 公社有地	56.0
(ヘ) 所有者不明土地 (布令20号による)	20.9
(ヒ) 非細分土地 (うち布令20号によるもの)	45.4 44.3

(2) 以上のほか、基地内の水道公社財産の底地で軍用地と区別されていないもの、公社に移

転される米軍所有の施設の底地があるが、これらについては施設・区域の提供合意作成の段階で明らかにされることとなる。現在のところ不明である。

5. 水道公社の職員（46年11月現在）

268名（うち4名の米国人技師がいる）とされている。

6. 供給料金と供給ルート

(1) 現行料金（浄水）

(イ) 軍需 (トン当り) / 0円45銭

(ロ) 民需

(a) 統合上水道—公社 (トン当り) / 0円45銭

(b) 公社—各市町村 ( " ) / 9円58銭

(c) 市町村—家庭 各市町村により異なる。

(那覇市の場合は、家庭用及び官公庁用とも、月/0トン当り 400円08銭)  
(1ドル30セント)

(2) 供給ルート

民需用は水道公社から配水をうける市町村当局から一般に給水されているが、米軍への給

水については水道公社との運営協定に基づいて、統合上水道の維持管理を行なっている在琉米陸軍水道局がこれを行なっている。

(3) 復帰後の米軍への給水ルート及び料金

(イ) 水道公社の事業を承継し、用水供給事業を行なうこととなる沖縄県が直接供給するか、県から浄水の卸売を受けて水道事業を営む各市町村が給水するか2つの方法が考えられる。

右のいずれかを選ぶかは、水道網の実態をも考慮しつつ今後検討してゆくこととなる。

(ロ) 復帰後の米軍に対する供給料金は、地位協定第7条の規定に従って官庁並みの待遇を受けている在日米軍の場合と同じようなものとなり、特別な待遇を与えるものとはならないが、このことは協定第6条に関する合意議事録第1項によつても確認されている。

## (参考)

以下の各施設が水道公社へ移転されないこと  
の理由次のとおり。

## (1) 桑江浄水場

- (イ) 基地内の病院等へ給水するための専用<sup>△</sup>自家用設備であること。
- (ロ) 水源(表流水1、湧水2)の取水能力(日量3,000<sup>m</sup>³)が小さく、かつ、不安定であること。
- (ハ) 水源の水質悪化の傾向が著しく、将来の安定性を欠いていること。

## (2) 那覇空軍・海軍補助施設内タンク

- (イ) 基地内の専用の貯水タンクであること。
- (ロ) 水道の機能の点から必要としないこと。

## (3) ホワイト・ビーチ内タンク

基地内の専用の貯水タンクであり、水道の機能の点から必要としないこと。

統合上水道、水道公社財産中、提供予定施設・  
区域内にある主要なものは次のとおり。

- (1) 瑞慶山ダム (A表22 嘉手納弾薬庫地区)
- (2) ハンセン・ダム (A表// キャンプ・ハンセン)
- (3) 平山ダム (A表22 嘉手納弾薬庫地区)
- (4) タイベース浄水場 (A表37 嘉手納飛行場)
- (5) 北谷増圧ポンプ場 (A表44 キャンプ瑞慶覧)
- (6) M O A F 増圧ポンプ場 (A表5/ 普天間飛行場)
- (7) 普天間増圧ポンプ場 (A表44 瑞慶覧)
- (8) N A B 増圧ポンプ場 (A表66 那覇空軍・海軍補助施設)
- (9) 漢那ポンプ場 (A表// キャンプ・ハンセン)
- (10) ハンセン・ポンプ場 (A表// キャンプ・ハンセン)
- (11) キンザー・ヘーグ群井戸 (A表33 キャンプ・ヘーグ等)
- (12) 嘉手納群井戸 (A表37 嘉手納飛行場)
- (13) 天願群井戸 (A表3/ キャンプ・マクトリアス)
- (14) 読谷タンク (A表27 読谷補助飛行場)
- (15) プラザ第1号タンク (A表44 キャンプ瑞慶覧)
- (16) プラザ第2号タンク (A表44 キャンプ瑞慶覧)

マリア局長

秘密標記(赤色)

参事官

北米一課長

秘

糸来

山崎 23(1/31)

第 23 号

昭和 47 年 1 月 13 日

外務大臣 殿

米

在準備委代表事務所  
高瀬 代



(件名)

統合上水道(軍南係)施設の琉球水道公社への移管

漁業  
航空  
科学協力  
連絡調整  
調査  
その他

引用公・電信  
日付・番号

本件に由り、1月7日村角が大湊琉球水道公社総裁に照会

したところ次のとおり。

1. 本件施設の水道公社への移管は本7日行われるが、1月1日

に遡って effective となる。

付属添付  付属空便(行)  付属空便(DP)  付属船便(貨)  付属船便(郵)

本信送付先:

本信写送付先:

省内写配布希望先:



GA-3-1

3396

在外公館

浮  
コ  
ン  
タ  
ノ  
フ  
自  
治  
者  
府  
主  
省  
(2)

2. なお職員に付しては客年8月1日に軍統合上水道から144名  
が移籍されており、本年1月1日にマリンの水道関係者20名  
が移籍された。(但し以上の中から2名辞職した。)

3. 上記の移籍の結果、本年1月1日現在の水道公社の職  
員数は次のとおりである。

沖縄の人 281名

米国人 4名

4. として水道公社の定員は沖縄の人304名、米国人19名  
であるので、さらに沖縄の人23名、米国人15名まで増や  
すことは定員上は可能である。

5. 但し米国人に付しては組合との関係もあり、何人増やすか  
何と申し上げかねる。(但し組合も後片玉の向、技術指導  
のために若干の米人 ~~を~~ を移籍することには反対せる模様)

6. また沖縄の人に付してはパイプラインの保安要員として、あと17~  
18名を必要とする。但し従来、軍統合上水道のパイプライン

GA-4

外務省

cf  
3  
3  
3  
3

の保全に基つていたものは基地内の配水管の保全も行つ  
ていたのでこれ等のものを引取ることに否か不明で  
ある。

条約課長

安全保障課長

アメリカ局長

参事官

北米第一課長

横崎・大蔵省国保税課との沖港出張  
(総合水道、水道会社問題)  
1.14.  
大蔵省官房(国保税課)より、横崎国保税課は、下記の沖港出張のついで、現地及び、現地の至津あり、在京米大工場の連絡網の整備、お話しした。  
目的：1. 琉球水道公社に移管した米軍水道施設(国)の詳細を確認。  
2. 米軍水道施設の水道公社移管後の管理の主体、水道料金の総合水道維持のための至費(人件費、減価償却費等)の支払の方法等調査確認  
日程：1月19日～25日、米側及び水道公社側と20、21日両日面談のついで、先方都合のため、24、25日は可。

1/14  
1/17

(別途、沖港出張電報...)

(回覧番号 3404) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 平文	符号表示 暗 略 平	※ 総第 0114 130 号
※ 第 9 号	※ 昭和 47 年 1 月 14 日 18 時 28 分発	※ 発電係 吳新
大至急・至急・普通・LTF		

大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 参事官 北米第一課長	主管局部課(室)名 米北1 起案 昭和47年1月14日 起案者 森中 電話番号 2466
---	-------------------------------	---

協議先

条約課長 安全保障課長

大使 臨時代理大使  
在 神繩 高瀬 総領事 代理 外務大臣 発

電 在 大使 臨時代理大使  
報 在 総領事 代理 発

件名 大蔵省 榎崎 課長の出張 (水道公社問題)

大蔵省より本件につき下記のとおり連絡越  
海にて、榎崎 課長の米側及び琉球水道公社側  
関係者等との面談等恐らく便宜供与  
ありたい。

1. 氏名 ↓

電信課長  
代 出

写  
済

164

(※印刷内は電信課記入)

(昭和四二七一改正)

GB-1

大蔵省理財局固有財産第3課長 榎崎 泰昌

2. 目的:

(1) 琉球水道公社に移管される米軍水道  
施設についての詳細の確認

(2) 米軍水道施設の水道公社への移管後  
における管理の主体、水道料金及び  
統合上水道維持のための経費 (人件  
費、減価償却費等)の支払方法等の  
調査、確認

3. 日程

1月19日 那覇着、25日、同発。

20、21日の両日、米側及び水道公社関  
係者との面談を希望するが、双方の都合に  
よっては、24、25日でも可。

GB-3

外務省